

平成23年11月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書

(平成23年度11月補正予算等関係)

福祉保健部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

## 平成23年11月定例会議案説明資料目次

【予算関係】  
(一般会計)

福祉保健部

議案番号	件 名	課 名 等	頁
議案第1号	平成23年度鳥取県一般会計補正予算		
	1	補正予算説明資料	(総括表) 福祉保健課 1 障がい福祉課 2 子育て応援課 4 健康政策課 7 医療政策課 11 12
	2	歳入歳出事項別明細書	23
	3	節の明細	28
	4	債務負担行為に関する調書	福祉保健課外4課 29

【予算以外】  
(議 案)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
議案第10号	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について	長寿社会課外2課	33

(報 告)

報告番号	件 名	課 名 等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(5)	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成23年11月4日専決)	子育て応援課 39
	(6)	鳥取県児童福祉法第62条の3の規定による過料に関する条例の一部改正について (平成23年11月9日専決)	子ども発達支援課 40

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
福祉保健課	6,817,986	146,034	6,964,020			146,034		
障がい福祉課	8,811,486	3,128	8,814,614	2,767		300	61	
子育て応援課	5,757,009	87,500	5,844,509			87,500		
健康政策課	1,993,886	49,029	2,042,915			49,029		
医療政策課	4,817,837	3,566,121	8,383,958	3,163,610		400,873	1,638	
部計	54,744,206	3,851,812	58,596,018	3,166,377		683,736	1,699	

説明

1 安心医療体制の整備

- ・ 高次感染症センター整備事業
- ・ (新) 鳥取県地域医療再生基金造成事業
- ・ (新) 鳥取県地域医療再生基金事業(2次計画分)
- ・ [債務負担行為] 臨時特例医師確保対策奨励金(鳥取大学臨時養成枠)
- ・ (新) 医療機関の電子カルテ整備支援事業

2 子育て環境日本一の推進

- ・ 子育て拠点施設等整備事業
- ・ (新) 保育料等システム改修支援事業
- ・ (新) 児童手当システム改修支援事業

平成23年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

4項 災害救助費

福祉保健課 (内線: 7142)

1目 救助費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 東日本大震災に係る市町村等の救助経費精算金	0	143,000	143,000			(負担金) 143,000		
トータルコスト	0	143,000	143,000	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	関係機関との連絡調整				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災について、主に宮城県、岩手県、福島県に対する支援を実施した。

災害救助法に基づく被災県の支援に要した経費について、同法の規定により被災県に求償する。なお、被災県は、同法の規定に基づき、国庫負担金を受けすることができる。

2 主な事業内容

県及び県内市町村等が、災害救助法に基づく被災地の支援に要した経費について、県がとりまとめ被災県へ求償を実施する。

被災県からの支払いを県が受け、県内市町村分の市町村への支払等を行う。

【財源】

負担金(被災県が国庫負担金等を財源として県に支払う負担金)

【内容】

市町村への精算金

<主な経費>

避難所の運営支援(派遣職員に係る人件費、旅費等)、支援物資(購入費、輸送費等)など

<単位: 百万円>

	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	予備	計
求償予定額(市町村等分)	5.0	116.0	8.0	0.1	13.9	143.0

※金額は概算であり見込み額を含む

<参考>災害救助法第35条

第35条 都道府県は、他の都道府県において行われた救助につきなした応援のため支弁した費用について、救助の行われた地の都道府県に対して、求償することができる。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

4項 災害救助費

福祉保健課 (内線: 7142)

1目 救助費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
(新) 台風12号に係る災害救助法適用に伴う負担金	0	3,034	3,034			3,034		
トータルコスト	0	3,034	3,034	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	町との連絡調整				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明				【「鳥取県災害救助基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>被害の程度により、市町村単位で、災害救助法に基づく救助を県が実施することとされている。台風12号においては、避難勧告者数等に鑑み湯梨浜町と南部町に同法を適用したことから同法に基づき、県が救助に係る費用を支弁する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>災害救助法を適用した湯梨浜町と南部町について、両町が災害救助業務に要した費用を県が支弁する。</p> <p>【財源】 災害救助基金  【負担割合】 10/10  【内容】 町への負担金</p> <p>&lt;主な経費&gt;  避難所運営に係る人件費、避難所における飲食の提供等</p> <p>&lt;参考&gt;災害救助法抜粋</p> <p>第2条 この法律による救助は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村の区域内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、これを行なう。  (一部記載省略)</p> <p>第33条 第23条の規定による救助に要する費用は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。  (一部記載省略)</p>								

平成23年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7867）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者虐待防止・権利擁護事業	1,335	1,670	3,005	2,338			△668	
トータルコスト	2,933	1,670	4,603	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	研修の委託実施				
工程表の政策目標(指標)								
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>平成23年6月24日に障害者虐待防止法が公布され、平成24年10月1日から施行される。同法においては、障害者福祉施設設置者、事業主による虐待防止措置、市町村における虐待発見通報への対応など、関係者の責務が強化された。</p> <p>これを受けて県内のサービス事業所管理者や市町村の相談窓口職員等を対象とした研修を実施し、本県における障がい者虐待防止のための体制を整備する。</p> <p>また、国の補助率の変更（補助率1/2から定額（上限800万円まで10/10）に変更）に伴う財源更正を併せて行う。</p>								
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>障がい者虐待防止対策研修事業 2,545千円（補正前875千円） 国庫補助10/10</p> <p>(1) 指導者養成研修 障がい者の虐待防止に関して指導的役割を担う者を養成するため国主催の指導者養成研修に派遣する。（予算増減なし）</p> <p>(2) 障がい者虐待防止研修（拡充） 県内の障害福祉サービス事業所の職員、市町村職員、関係機関職員等を対象に、障害者虐待防止法の施行に向けた研修を実施する。</p> <p>(3) 虐待防止講習会（新規） 有識者の招聘や事例発表を交えた関係者全般向け研修を実施し、障がい者虐待防止に向けた関係者間の連携等について理解を深める。</p>								
【補正の内訳】				【事業費の内訳】				
(単位：千円)				(単位：千円)				
区分	予算額	財源内訳		事業名	補正前	補正	補正後	
		国庫支出金	一般財源					
補正前	1,335	667	668	虐待防止検討委員会	460		460	
今回補正	0	668	△668	研修事業	指導者養成研修	170	170	
財源更正	0	668	△668		虐待防止研修(研修回数増)	705 (2分野)	1,307 (3分野)	2,007
研修事業の増額	1,670	1,670	0		(新)虐待防止講習会		368	368
計	1,670	2,338	△668	計	1,335	1,670	3,005	
補正後	3,005	3,005	0					

平成23年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課課 (内線: 7157)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業 (情報支援事業)	36,078	858	36,936	429			429	
トータルコスト	39,273	858	40,131	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.4人	0.0人	0.4人	研修の委託事務				
工程表の政策目標(指標)								
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>福祉制度や権利擁護についての専門的知識を有する要約筆記者養成に向けた国の制度変更に伴い、平成24年度から、県において要約筆記奉仕員の養成を廃止し、新たに要約筆記者の養成及び登録を実施する必要がある。</p> <p>そのため、今年度中に国の指導者養成研修を受講した者による伝達研修を実施し、県内の養成研修指導者(講師)を養成し、研修実施体制を整備する。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>厚生労働省要約筆記者養成カリキュラム準拠要約筆記者養成指導者養成研修に参加した者4名を講師とした伝達研修を実施する。</p> <p>(1) 委託先 特定非営利活動法人コミュニケーション支援センターふくろう</p> <p>(2) 補正額 858千円</p> <p>(3) 講師4名(9月～11月の研修受講者)</p> <p>(4) 受講人数 25名程度</p> <p>(5) 研修会場 倉吉体育文化会館</p> <p>(6) 研修日程 全5日:6時間×5回=30時間</p>								

平成23年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7866）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）東日本大震災復興車いすバスケットボール交流特別支援事業	0	600	600			（寄附金） 300	300	
トータルコスト	0	600	600	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標（指標）								
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>東北の大震災の中でも支え合い、助け合い頑張って地域生活を送っておられる被災県の車いすバスケットボールチームを招き、スポーツを通じて被災地の障がい当事者に元気を与えるとともに、この大会を通じて被災地での現状を広く県民及び参加者に知ってもらい、地域社会の中で障がい者を支えあう意識の啓発を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>【実施主体】鳥取県車椅子バスケットボール協会</p> <p>【補正額】600千円</p> <p>【財源】単県</p> <p>【補助率】10/10（定額）</p> <p>【補助対象経費】大会に招待する選手の旅費（交通費・宿泊費）</p> <p>【開催日程】平成24年1月20日（金）～22日（日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県庁表敬訪問・災害時の対応等意見交換</li> <li>・交流試合・県民交流会</li> </ul> <p>【会場】鳥取県障害者体育センター</p> <p>【招待人数】被災地の車いすバスケットボールチーム 10名</p> <p>【参加者】約100名</p>								



平成23年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7150)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子育て拠点施設等整備事業	376,715	17,000	393,715			(基金繰入金) 17,000		
トータルコスト	379,111	17,000	396,111	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	子育て中の誰もが、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター等の子育て支援拠点の支援を受け安心して子育てができる。							
【「鳥取県安心こども基金」充当事業】								
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>私立保育所の施設整備を行う事業者に補助を行う市町村に対して助成することにより、子どもを安心して育てることができるよう、保育・子育て環境の充実を図る。</p>								
2 主な事業内容								
<p>子育て拠点施設等整備事業のうち保育所緊急整備事業について、当初予算では予定していなかった保育所の整備が新たに予定されていることから、増額補正を行うもの。</p>								
<p>&lt;保育所緊急整備事業&gt;</p>								
<p>【事業の実施主体】 北栄町</p>								
<p>【負担割合】 鳥取県安心こども基金1/2、北栄町1/4、設置主体1/4</p>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栄保育所の改修</li> <li>・ (設置主体) 社会福祉法人 北栄町社会福祉協議会</li> <li>(総事業費) 59,540 千円</li> <li>(補助基準額) 59,540 千円×1/2=29,770 千円</li> </ul>								
<p>※ 補正額と補助基準額の差額については、執行残を充当</p>								

平成23年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7150)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 保育料等システム改修支援事業	0	20,000	20,000			(基金繰入金) 20,000		
トータルコスト	0	20,000	20,000	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	—							
【「鳥取県安心こども基金」充当事業】								
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要</p> <p>平成22年度税制改正において特定扶養控除の上乗せ部分及び年少扶養控除の廃止が行われたが、厚生労働省から、保育料等について扶養控除の見直しによる影響を可能な限り生じさせないよう対応する旨の方針が示されたことに伴い、市町村においてそれに対応した保育料等管理システムへの改修が必要となることから、各市町村が実施するシステム改修について支援を行い、事業の円滑な実施を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>【実施主体】 市町村</p> <p>【補助対象経費】 扶養控除の見直しによる影響を可能な限り生じさせないようするための保育料等に係る電子システムの再構築に要する経費。 (定期的な保守・管理に係る経費及び市町村職員人件費は対象外。)</p> <p>【補助率】 10/10 (鳥取県安心こども基金&lt;地域子育て創生事業&gt;)</p>								

平成23年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7573）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 児童手当システム改修支援事業	0	65,000	65,000			(基金繰入金) 65,000		
トータルコスト	0	65,000	65,000	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	—							
【「鳥取県安心こども基金」充当事業】								
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>「子どもに対する手当の制度のあり方について」（平成23年8月4日付け民主党・自由民主党・公明党合意）により、平成24年4月から、現行の子ども手当制度が廃止になり、新たに児童手当制度が実施されることとなった。</p> <p>それに伴い、支給要件等が変更になる見込みであることから、各市町村が実施する子ども手当管理システムの改修について支援を行い、事業の円滑な実施を図る。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>【実施主体】 市町村</p> <p>【補助対象経費】 児童手当制度の実施による支給要件等の変更に伴う、市町村の受給者管理等に係る電子システムの再構築に要する経費。</p> <p style="text-align: center;">（定期的な保守・管理に係る経費及び市町村職員人件費は対象外。）</p> <p>【補助率】 10/10（鳥取県安心こども基金〈地域子育て創生事業〉）</p>								

平成23年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7573）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域の子育て力 パワーアップ事業	30,000	△14,500	15,500			(基金繰入金) △14,500		
トータルコスト	32,396	△14,500	17,896	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人	—				
工程表の政策目標(指標)	—							
【「鳥取県安心子ども基金」充当事業】								
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県内にある子育て支援拠点等で、地域の人材を活用する等の子育て支援事業に取り組む市町村等に対し、必要な経費を補助することで、子育て支援の取組の拡大を促す。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>市町村からの申請件数が当初想定より下回ったことに伴い、減額補正を行う。                      (想定件数) 150件                      (申請件数) 90件 (△60件)</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>【事業主体】市町村</p> <p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア等の募集に要する経費（需用費、役務費等）</li> <li>・講師招聘に要する経費（旅費、諸謝金等）</li> <li>・事業の実施に必要な備品（図書、玩具等）の購入費 等</li> </ul> <p>【補助対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館、放課後児童クラブ、地域子育て支援センター、公民館、隣保館</li> </ul> <p>【補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10/10（鳥取県安心子ども基金&lt;地域子育て創生事業&gt;）</li> </ul>								

平成23年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課 (内線: 7153)

3目 予防費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
高次感染症センター整備事業	50,000	49,029	99,029			(基金繰入金) 49,029		
トータルコスト	51,598	49,029	100,627	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	県民へ新型インフルエンザ等についての情報提供を実施。医療供給体制の整備を図るために関係機関と協議を行う。							
【「鳥取県地域医療再生基金(2次計画分)」充当事業】								
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
鳥取大学医学部附属病院に設置する高度な感染症診療等を行う高次感染症センターについて、								
・西部医療圏域の感染症対策の充実								
・県全体の感染症医療の向上								
を図るため、医療機器を整備するための助成を行う。								
【高次感染症センターにおける診療内容等】								
既存の診療科での対応が困難な特定感染症(新興再興感染症, 輸入感染症, 新感染症等)において、安全で高度な外来診療を提供する。また、鳥取県抗菌薬耐性サーベイランス事業や鳥取県エイズ治療中核拠点病院等に関する業務を担当し、鳥取県内の感染症医療の向上を目指す。								
2 主な事業内容								
実施主体 鳥取大学医学部附属病院								
補助率 1/2								
財源内訳 鳥取県地域医療再生基金								
補助額 49,029千円								
3 これまでの取組状況、改善点								
平成23年度当初予算において、高次感染症センターの施設整備への助成をおこなったところ。								
今回、高次感染症センターの診療に必要な医療機器の整備について助成を行い、高度な感染症診療、他の医療機関への技術支援等の更なる促進を図る。								

平成23年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課 (内線: 7228)

2目 医務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県地域医療再生基金造成事業	0	3,163,610	3,163,610	3,163,610				
トータルコスト	0	3,163,610	3,163,610	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	基金積立業務等				
工程表の政策目標 (指標)	医師数の増(目標値1,130人(平成30年末))、看護職員の増(5,724人(平成27年末))、安心安全な医療提供体制の構築							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

国の平成22年度補正予算の「地域医療再生臨時特例交付金」により、高度専門医療や救命救急センターなど広域的な医療提供体制を整備・拡充するため地域医療再生計画に基づいて行う取組みを支援する鳥取県地域医療再生基金を増額する。

2 主な事業内容

(1) 基金の期間 平成25年度まで(平成25年度以降延長可能)

(2) 地域医療再生計画に盛り込んでいる事業内容

項目	第2次地域医療再生計画 (今回分)	第1次地域医療再生計画 (H21年度策定)
1 医師・看護師の確保	1億円 〔主な事業〕 ・鳥取大学医学部定員増(2人)のための奨学金 ・看護教員の育成及び看護師の継続就労についての研究 ・看護師確保対策奨学金	1.6億円 〔主な事業〕 ・鳥取大学医学部への寄附講座開設 ・医師確保対策奨学金(定員増等) ・医療クランク採用への支援 ・研修用医用機器整備への支援 ・看護師養成所定員増への支援 等
2 医療連携体制の充実	7.6億円 〔主な事業〕 ・東部医療圏の病院の役割分担に伴う施設整備 ・急性期病院からの移行患者の受入れ促進に伴う整備(回復期・慢性期の病院、重症心身障害児施設等) ・へき地医療の充実 等	1.8億円 〔主な事業〕 ・地域連携クリティカルパスの作成 ・4疾病6事業の研修への支援 ・ITを活用した地域連携システム構築への支援 ・県民への適正受診の啓発 等
3 救急医療・災害医療体制等の充実	1.7億円 〔主な事業〕 ・救命救急センターの強化(県立中央病院) ・中部の救急医療体制の強化 ・ドクターカーの整備 ・周産期母子医療センターの充実(鳥大、県立中央病院) ・米子市内への感染症病床等の整備 ・災害医療体制の充実(自家発電等の充実、DMAT車両、情報伝達手段等) ・腎センターの整備 等	1.6億円 〔主な事業〕 ・ヘリコプターを活用した体制整備 ・鳥大救命救急センター整備への支援 ・西部急患診療所整備への支援 ・地域で連携役割分担した医療機器等の整備 ・感染症センター整備への支援 ・腎センター整備への支援 等
4 がん対策の充実	6億円 〔主な事業〕 ・がん診療機器の整備(放射線治療装置等) ・がん検診機器等の整備 ・白血病治療の骨髄移植に必要な無菌室整備 ・県内のがん患者の実態把握(がん登録体制の充実) 等	〔主な事業〕 ・地域連携クリティカルパスの作成[がん] ・4疾病6事業の研修への支援[がん] ・地域で連携役割分担した医療機器等の整備[緩和ケア病棟、ライナック等] 等

3 これまでの取組状況、改善点

- 医師・看護師の不足から、さらなる確保及び人材育成が必要。
- 地域での機能分担や急性期医療機関と連携した後方病院(回復期医療機関等)の医療提供体制を整えておくことが必要。
- 救急医療、周産期医療等の三次医療機関及び連携する医療機関の機能強化や災害医療の充実が必要。
- 県内の死因第一位である「がん」の対策を充実することが必要。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課 (内線: 7228)

2目 医務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県地域医療再生基金事業 (2次計画分)	0	〔債務負担行為〕 611,188 311,661	〔債務負担行為〕 611,188 311,661			〔債務負担行為〕 (基金繰入金) 611,188 311,661		
トータルコスト	0	311,661	311,661	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標 (指標)	安心安全な医療提供体制の構築							

【「鳥取県地域医療再生基金 (2次計画分)」充当事業

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

国の平成22年度補正予算の「地域医療再生臨時特例交付金」により増額する「鳥取県地域医療再生基金」を活用し、平成23年11月に策定した新たな「地域医療再生計画」(2次計画)に基づき事業を実施する。

2 主な事業内容

(1) 事業期間 平成23年度～平成25年度

(2) 事業内容

○平成23年度

(単位: 千円)

区分	事業名	補正額
医療連携体制の充実	後方病床等の支援体制の強化事業	43,549
	重症心身障害児施設等における支援体制の強化事業	
	へき地医療充実のための支援事業	
救急医療・災害医療体制等の充実	東部救命救急センター強化事業	250,855
	ライフラインが寸断されるなどの災害時にも強い医療機関の整備事業	
	中部の救急医療体制の強化事業	
	救急用医療機器の整備事業	
	精神科救急 (認知症を含む。) の充実のための支援事業	
	周産期母子医療センターNICU増床等整備事業	
	災害時の情報伝達手段の充実事業	
がん対策の充実	外来化学療法体制整備事業	17,257
	がんの在宅療養の充実のための支援事業	
	がん検診機器等の整備事業	
	在宅医療・在宅ホスピスモデル事業	
合計		311,661

○債務負担行為分

(単位: 千円)

区分	事業名	事業予定年度	補正額	
医師・看護師の確保	看護職員の継続就労に関する調査研究事業	平成24年度	17,000	
		平成25年度		
救急医療・災害医療体制等の充実	周産期母子医療センターNICU増床等整備事業	平成24年度	312,919	
		DMAT車両等整備事業	平成24年度	25,552
		東部救命救急センター強化事業	平成24年度 平成25年度	255,717
合計			611,188	

3 これまでの取組状況、改善点

- 医師・看護師の不足から、さらなる確保及び人材育成が必要。
- 地域での機能分担や急性期医療機関と連携した後方病院 (回復期医療機関等) の医療提供体制を整えておくことが必要。
- 救急医療、周産期医療等の三次医療機関及び連携する医療機関の機能強化や災害医療の充実が必要。
- 県内の死因第一位である「がん」の対策を充実することが必要。

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 後方病床等の支援体制の強化事業	(0)	(37,352)	(37,352)			(基金繰入金) (37,352)		

説明

急性期病院と連携を図る医療機関が、これまで困難だった患者の受け入れや受入れ患者数の増加等に必要医療機器等の整備及び当該機器の使用のための研修に対して補助する。

整備対象施設	事業内容	予算額	補助率
医療法人社団尾崎病院	人工呼吸器の整備	8,589	1/2
鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	スポット照射型赤外線治療器等の整備	1,798	1/2
医療法人育生会高島病院	ベッドサイドモニター等の整備	6,055	1/2
元町病院	外科用テレビシステムの整備	2,650	1/2
伯耆中央病院	人工呼吸器等の整備	17,700	1/2
医療法人社団尾崎病院、ウエルフェア北園渡辺病院、伯耆中央病院、鹿野温泉病院	人工呼吸器の管理に必要な看護能力の向上に資する研修への参加費	560	10/10
合 計		37,352	

(新) 重症心身障害児施設等における支援体制の強化事業	(0)	(4,218)	(4,218)			(基金繰入金) (4,218)		
-----------------------------	-----	---------	---------	--	--	--------------------	--	--

説明

重症心身障害児施設等において新生児集中治療管理室で長期化した慢性的患者の受け入れに必要な気管支ファイバースコープ等医療機器等の整備に対して補助する。

- 補助率：1/2
- 補助対象施設：鳥取医療センター

(新) へき地医療充実のための支援事業	(0)	(1,979)	(1,979)			(基金繰入金) (1,979)		
---------------------	-----	---------	---------	--	--	--------------------	--	--

説明

へき地にある医療機関の医療機器等の整備に対して補助する。

整備対象施設	事業内容	予算額	補助率
日野病院	血球数装置の整備	1,816	1/2
佐治町国民健康保険診療所	可視光線照射器、呼吸器機能検査機の整備	163	1/2
合 計		1,979	

(新) [債務負担行為] 東部救命救急センター強化事業	(0)	(債務負担行為) (255,717)	(債務負担行為) (255,717)			(債務負担行為) (基金繰入金) (255,717) (基金繰入金) (6,783)		
-----------------------------	-----	-----------------------	-----------------------	--	--	--	--	--

説明

東部の救命救急センターのICU、HCUの改修整備及び医療機器の整備に対して補助する。

- 補助率：1/2
- 補助対象施設：県立中央病院

(新) ライフラインが寸断されるなどの災害時にも強い医療機関の整備事業	(0)	(29,300)	(29,300)			(基金繰入金) (29,300)		
-------------------------------------	-----	----------	----------	--	--	---------------------	--	--

説明

人工透析患者や人工呼吸器装着患者等に対応する医療機関が行う、災害時に人工透析患者や人工呼吸器装着患者等に医療を提供するための自家発電装置や耐震用貯水槽の整備に対して補助する。

整備対象施設	予算額	補助率
医療法人社団尾崎病院	15,650	1/2
医療法人社団三樹会吉野・三宅ステーションクリニック	13,650	1/2
合 計	29,300	



事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考																				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																					
(新) 中部の救急医療体制の強化事業	(0)	(127,400)	(127,400)			(基金繰入金) (127,400)																						
<p>説明</p> <p>中部医療圏にある基幹病院等の機能向上を図るため、手術室に血管造影が可能な透視装置を整備するとともに医療機器CTの増設の整備に対して補助する。</p> <p>○補助率：1/2 ○補助対象施設：県立厚生病院</p>																												
(新) 救急用医療機器の整備事業	(0)	(63,432)	(63,432)			(基金繰入金) (63,432)																						
<p>説明</p> <p>二次救急医療機関等の機能向上を図る医療機器等の整備に対する補助</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備対象施設</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>垣田病院</td> <td>CT装置の整備</td> <td>36,752</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>済生会境港総合病院</td> <td>CT装置の整備</td> <td>25,726</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団赤碕診療所</td> <td>携帯エコーの更新</td> <td>954</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>63,432</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									整備対象施設	事業内容	予算額	補助率	垣田病院	CT装置の整備	36,752	1/2	済生会境港総合病院	CT装置の整備	25,726	1/2	医療法人社団赤碕診療所	携帯エコーの更新	954	1/2	合計		63,432	
整備対象施設	事業内容	予算額	補助率																									
垣田病院	CT装置の整備	36,752	1/2																									
済生会境港総合病院	CT装置の整備	25,726	1/2																									
医療法人社団赤碕診療所	携帯エコーの更新	954	1/2																									
合計		63,432																										
(新) 精神科救急(認知症を含む。)の充実のための支援事業	(0)	(10,896)	(10,896)			(基金繰入金) (10,896)																						
<p>説明</p> <p>精神科救急医療機関などが実施する精神疾患患者や認知症の急性期等の鑑別診断の強化に必要な医療機器等の整備に対して補助する。</p> <p>○補助率：1/2 ○補助対象施設：鳥取医療センター</p>																												
(新) [債務負担行為] 周産期母子医療センターNICU増床等整備事業	(0)	(1,244)	(1,244)			債務負担行為 (基金繰入金) (312,919) (基金繰入金) (1,244)																						
<p>説明</p> <p>周産期母子医療センターのスペース拡張等の施設整備及び人工呼吸器等の医療機器の整備に対して補助する。</p> <p>○補助率：1/2 ○補助対象施設：県立中央病院</p>																												
(新) 災害時の情報伝達手段の充実事業	(0)	(11,800)	(11,800)			(基金繰入金) (11,800)																						
<p>説明</p> <p>①医療機関等の災害時の通信手段となる衛星携帯電話の機器整備に対して補助する。(8,800千円) ②県の医療担当部署等に災害時の通信手段となる衛星携帯電話を整備する。(3,000千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備対象施設</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立中央病院他県内医療機関及び県医療関係部署</td> <td>衛星携帯電話の整備</td> <td>11,800</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>11,800</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									整備対象施設	事業内容	予算額	補助率	県立中央病院他県内医療機関及び県医療関係部署	衛星携帯電話の整備	11,800	10/10	合計		11,800									
整備対象施設	事業内容	予算額	補助率																									
県立中央病院他県内医療機関及び県医療関係部署	衛星携帯電話の整備	11,800	10/10																									
合計		11,800																										
(新) 外来化学療法体制整備事業		(1,655)	(1,655)			(基金繰入金) (1,655)																						
<p>説明</p> <p>外来でがんの化学療法を受けられる体制の整備に対して補助する。</p> <p>○補助率：1/2 ○補助対象施設：鳥取赤十字病院</p>																												

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) がんの在宅療養の充実のための支援事業	(0)	(1,278)	(1,278)			(基金繰入金) (1,278)		

説明

がんの在宅療養の取組状況、在宅医療に対する住民意識調査及び啓発活動、在宅医療に関する実態調査並びにモデル的に在宅医療・看取りをサポートする事業に対して補助する。

- 補助率：10/10
- 補助対象施設：社団法人鳥取県西部医師会

(新) がん検診機器等の整備事業	(0)	(14,074)	(14,074)			(基金繰入金) (14,074)		
------------------	-----	----------	----------	--	--	---------------------	--	--

説明

乳がん検診機器等ががん検診のための施設・設備整備に対して補助する。

整備対象施設	予算額	補助率
谷口病院	9,534	1/2
南部町国民健康保険西伯病院	4,540	1/2
合計	14,074	

(新) 在宅医療・在宅ホスピスモデル事業		(250)	(250)			(基金繰入金) (250)		
----------------------	--	-------	-------	--	--	------------------	--	--

説明

在宅医療、在宅ホスピス普及啓発のため医療・介護関係者及び一般県民参加のフォーラムを開催する事業に対して補助する。

- 補助率：10/10
- 補助対象施設：野の花診療所

(新) [債務負担行為] DMAT車両等整備事業	(0)	(債務負担行為) (25,552)	(債務負担行為) (25,552)			(債務負担行為) (基金繰入金) (25,552)	(0)	
--------------------------	-----	----------------------	----------------------	--	--	---------------------------------	-----	--

説明

DMAT（災害派遣医療チーム）等が被災地や救急現場等で迅速に医療活動を行うことができるための車両及び車載機器の整備に対して補助する。

整備対象施設	予算額	補助率
鳥取大学医学部附属病院	11,852	1/2
県立中央病院	13,700	1/2
合計	25,552	

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) [債務負担行為] 看護職員の継続就労に関する調査研究事業	(0)	債務負担行為 17,000 (0)	債務負担行為 17,000 (0)			債務負担行為 <基金繰入金> 17,000 (0)		

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

看護職員の離職防止及び県立看護専門学校で看護教員の確保を図るため、看護職員の継続就労に関する研究及び看護教員の育成に係る事業を鳥取大学へ委託する。

2 主な事業内容

(1) 委託内容

① 看護職員の継続就労に関わる要因に関する研究

看護職員が中途退職することなく定年まで働き続けられるために必要な支援を検討するため、県内病院及び有床診療所の看護職員を対象に調査を実施し、職場環境要因、職業体験の質や仕事上のストレスなどの職務満足度と就労継続意識及び離職意識の関連を明らかにする。

② 看護職員の就労継続支援に関する研修会

県内医療施設看護管理者、病院管理者、事務長を対象に、看護職員の継続就労に関わる要因に関する調査結果の報告、県内施設の看護職員の就労継続支援の取組報告を行う。

③ 看護教員養成のための教育事業

県立病院から鳥取大学へ研修派遣を予定している看護師に対し、看護教員資格を取得するための教育を行う。

【教育内容】

- ・看護学専攻の学生に対する講義、演習、実習指導を通して教育力を育成。
- ・大学院で教育に関する4単位を履修。

(2) 人員体制

助教1名、県立病院看護師（研修派遣予定）1名

(3) 債務負担行為限度額

期間	区分	限度額	説明
H24	総額	17,000	8,500千円×2年
～25年度	各年度	8,500	人件費 6,000千円（助教1名） 研究費等 2,500千円

平成23年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費  
4項 医薬費  
2目 医務費

医療政策課 (内線：7195)

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳			備考
				国庫支出金	起債	その他	
〔債務負担行為〕臨時特例医師確保対策奨学金(鳥取大学臨時養成枠)	〔債務負担行為〕 129,600	〔債務負担行為〕 21,600	〔債務負担行為〕 151,200			〔債務負担行為(基金繰入金)〕 7,200	〔債務負担行為〕 14,400
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)			
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	申請書類の発送業務			

工程表の政策目標(指標) 医師数の増(目標値：1,130人(平成30年末))  
【鳥取県地域医療再生基金(1次計画分)】充当事業

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

医師確保を推進するため、平成24年度医学部入学定員増により、鳥取大学医学部臨時養成枠を増員することに伴い奨学金の貸付枠を拡大する。

大学名	補正前	追加増員数	合計
鳥取大学	10名	2名	12名
岡山大学	1名	—	1名
山口大学	1名	—	1名
合計	12名	2名	14名

2 主な事業内容(仕組みは現行どおりとし、2名の枠の拡大を行うもの)

- 貸付対象 鳥取大学医学部臨時養成枠入学者  
2浪まで(出身地、卒業高校の所在地を問わない)
- 貸付枠 鳥取大学医学部：2名
- 奨学金の額 150千円/月(年額1,800千円)
- 貸付期間 原則大学卒業の月まで(貸付限度期間は6年とする。)
- 返還免除 卒業～臨床研修期間修了後、貸付期間の1.5倍の期間以内に知事の指定する  
県内医療機関に貸付期間と同期間勤務した場合に返還免除
- 返還免除対象勤務先 県内公的病院、自治体立病院、自治体立診療所  
県内大学医学部附属病院、救急告示病院

【債務負担行為額】

平成24年度貸付開始者分 21,600千円(追加増員分)  
(内訳) 150千円×12月×2人×6年=21,600千円  
(財源) 地域医療再生基金 7,200千円  
一般財源 14,400千円  
※地域医療再生基金の充当は平成24年度から平成25年度まで

(参考) 債務負担行為額累計 (単位：千円)

大学名	補正前	補正額	合計
鳥取大学	108,000	21,600	129,600
岡山大学	10,800	—	10,800
山口大学	10,800	—	10,800
合計	129,600	21,600	151,200

3 これまでの取組状況、改善点

<医師確保対策の取組>

・各種医師養成奨学金の貸し付け

(単位：人)

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	合計
地域枠	5	5	5	5	5	5	30
一般枠		23	5	12	9	6	55
特別養成枠				5	5	5	15
臨時養成枠					8	11	19
合計	5	28	10	22	27	27	119

※合計のうち24名は貸付終了

- ・鳥取大学医学部寄附講座(地域医療学講座)開設
- ・次世代医師交流事業による奨学生を対象とした地域医療研修会、学生同士の交流
- ・地域医療体験研修(サマーセミナー等)の実施
- ・臨床研修指定病院協議会活動、臨床研修指導医講習会、臨床研修医セミナーの実施
- ・医師登録・派遣システムによる医師派遣
- ・専門研修医師支援事業、次世代医師海外留学支援事業による研修派遣の実施
- ・女性医師就業支援事業、女性医師就業環境整備事業の実施
- ・インターネットによる医師求人情報の発信、研修医向けの冊子作成、メルマガなどによるPR

<改善点>

臨時養成枠の貸付枠を拡大することにより、県外出身者を含めた医師確保を推進することができる。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費  
4項 医薬費  
2目 医務費

医療政策課 (内線：7811)  
(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫	起債	その他	一般財源	
(新) 医療機関の電子カルテ整備支援事業	0	89,212	89,212			(基金繰入金) 89,212		
トータルコスト	0	89,212	89,212	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務等				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人					

工程表の政策目標(指標) 安心安全な医療提供体制の構築

【「鳥取県地域医療再生基金(1次計画分)」充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

ITによる地域医療連携の実現の基盤となる電子カルテシステム導入を支援し、併せて、医師、看護師等の医療従事者の負担軽減を図るため、電子カルテシステムの新規整備または更新整備を実施する病院に対し、事業に要する経費を補助する。

2 主な事業内容

(1) 実施主体、補助基準額及び補助率等

実施主体	補助基準額	補助率
電子カルテシステムの新規整備を実施する病院	許可病床1床当たり450千円。 ただし、事業に要する額が補助基準額に満たない場合は事業に要する額とする。	2分の1
電子カルテシステムの更新整備を行う病院	許可病床1床当たり225千円。 ただし、事業に要する額が補助基準額に満たない場合は事業に要する額とする。	2分の1

(2) 補正額

89,212千円

補正額内訳

- ・平成23年度内に新規整備に着手する病院：66,825千円(297床)  
(三朝温泉病院、日野病院)
- ・平成23年度内に更新整備を実施する病院：22,387千円(199床)  
(鳥取県済生会境港総合病院)

3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成21年7月から、鳥取大学医学部附属病院と西伯病院との間で電子カルテの相互参照システム「おしどりネット」の運用を開始。
- ・平成22年度にITを活用した地域医療連携システムの構築について関係者と検討開始。  
おしどりネットを参考とした、病院間を連携するネットワークシステムのモデル的な取組に対する助成(平成23年度当初予算)、テレビ会議システムの導入助成(平成23年度当初予算)など、順次ITを活用した地域医療連携を実施。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費  
4項 医薬費  
2目 医務費

医療政策課 (内線: 7811)  
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 救急医療情報システムの鳥取県クラウドサーバへの移行事業	0	〔債務負担行為〕 1,472 1,638	〔債務負担行為〕 1,472 1,638				〔債務負担行為〕 1,472 1,638	
トータルコスト	0	1,638	1,638	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	鳥取県クラウドサーバへの救急医療情報システムの移行を実施				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療体制の構築							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要</p> <p>救急医療情報システムを業務受託業者の機器から鳥取県クラウドサーバに移行し、システムの運営に係る経費を削減する。 これに併せて、平成24年度から平成27年度までの本システムの運営に必要な保守業務を発注する。</p> <p>※参考：救急医療情報システムとは、県内の医療機関の宿日直情報、空床情報等をインターネットを通じて収集し、その情報を医療関係者や県民へ提供するシステム</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>○実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の業務委託を発注し、鳥取県クラウドサーバへの移行事業を実施する。</li> <li>・平成24年度から平成27年度までの本システムの運営に必要な保守業務を行う。</li> </ul>								
小児救急電話相談事業	4,803	〔債務負担行為〕 7,876 0	〔債務負担行為〕 7,876 4,803	〔債務負担行為〕 3,938 0			〔債務負担行為〕 3,938 0	
トータルコスト	4,803	0	4,803	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	小児救急電話相談事業の実施				
工程表の政策目標(指標)								
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要</p> <p>病院の救急外来における休日夜間のコンビニ受診等の増加による軽症患者の集中を緩和するための小児救急電話相談事業について、平成24年度から平成25年度までの運営を委託する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>○小児救急電話相談業務委託(とっとり子ども救急ダイヤル: #8000)の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間の小児の急な病気、ケガ等について、すぐ受診すべきか様子を見るべきか等、判断に迷う保護者等からの相談に対し、小児科医師、看護師が症状を聴取し、その対処方法等の助言を行う。</li> <li>・相談者からの照会又は依頼に基づき、症状等にあった県内小児救急対応医療機関を案内する。</li> </ul>								

平成23年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費  
 4項 医薬費  
 2目 医務費

医療政策課(内線:7190)  
 (単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳			備考
				国庫支出金	起債	その他	
[債務負担行為] 病院内保育所施設整備事業	0	[債務負担行為] 9,636 0	[債務負担行為] 9,636 0			[債務負担行為] [基金繰入金] 9,636 0	
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)			
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	申請書類の発送業務			
工程表の政策目標(指標)	看護職員数の増(目標値:5,724人(平成27年末))						

【「鳥取県地域医療再生基金」(1次計画分)充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

子供を持つ看護職員、女性医師等の医療従事者が安心して勤務を継続できたり、あるいは再就業促進のための環境整備にむけた病院内保育所の新築・増築・改修(既存の病院内保育所の改修は除く。)に対する補助を行う。(補助率1/2)

2 主な事業内容

【期 間】	平成24年度
【限 度 額】	9,636千円
【工 事 費】	19,271千円
【工事内容】	改修
【補 助 額】	19,271千円×1/2=9,636千円
【医療機関名】	鳥取県立中央病院
【保育定員】	(予定)30名
【工 期】	(予定):H24.3~H24.5

平成23年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費  
4項 医薬費

医療政策課 (内線: 7190)

3目 保健師等指導管理費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] 看護職員等充足対策費	0	592,512	592,512				592,512	
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	修学資金募集				
工程表の政策目標(指標)	看護職員数の増(目標値: 5,724人(平成27年末))							

説明

1 事業の目的

県内に就業する看護職員、理学・作業療法士、言語聴覚士の確保のため、各養成施設等に在学する学生に対し、修学上必要な資金を平成24年度に新たに貸付する。

2 事業の内容

(1) 期間 平成24～平成28年度

(2) 平成24年度新規貸付予定人数及び限度額

区分	平成23年度 新規貸付人数	平成24年度	
		新規貸付予定人数	金額
①看護職員修学資金	281人	300人	425,472
②看護職員奨学金	10人	10人	28,800
③理学療法士等修学資金	80人	80人	138,240
計	371人	390人	592,512

<看護職員修学資金等の概要>

①看護職員修学資金

・貸付対象者 県内外の看護職員を養成する学校、養成所、大学等に在学している者で、卒業後、県内の医療機関等で看護職として従事する意思のある者。

・貸付月額

	国立・公立	私立
看護系大学	48,000円	61,000円
看護系短期大学、保健師、助産師、看護師等養成所	32,000円	36,000円
看護系5年一貫校	32,000円	36,000円
准看護師養成所	15,000円	21,000円

・返還猶予の条件 県内の医療機関等で、看護職員として就業しているとき。

・返還免除の条件 看護職員養成施設等を卒業後、県内の医療機関等において引き続き5年間看護職員として業務に従事すること。(免除額: 全額免除又は半額免除)

②看護職員奨学金

・貸付対象者 鳥取大学医学部保健学科看護学専攻に在学している者(地域枠推薦入学に限る。)で、卒業後県内の病院等で看護師又は助産師として従事する意思のある者

・奨学金の額 月額 60,000円

・返還猶予及び返還免除の条件については、看護職員修学資金に準じる

③理学療法士等修学資金

・貸付対象者 理学療法士等養成施設に在学しているものであり、将来県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事する意思のある者

・貸付月額 国公立等養成施設32,000円 その他の養成施設 36,000円

・返還猶予の条件 貸付終了後、理学療法士等として県内で従事しているとき。

・返還免除の条件 養成施設を卒業後、県内において修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間以上従事したとき。



平成23年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部					
					補正前	補正額	補正後	1項 社会福祉費		
							補正前	補正額	補正後	
1	報酬	393,813		393,813	361,718		361,718	155,006		155,006
2	給料	1,631,112		1,631,112	1,563,540		1,563,540	372,585		372,585
3	職員手当等	908,559		908,559	874,503		874,503	188,344		188,344
4	共済費	647,618		647,618	617,551		617,551	148,251		148,251
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	484		484	484		484			
8	報償費	82,564		82,564	71,631		71,631	26,927		26,927
9	旅費	94,725		94,725	86,261		86,261	56,529		56,529
	費用弁償	9,357		9,357	7,881		7,881	2,853		2,853
	普通旅費	56,149		56,149	52,328		52,328	33,635		33,635
	特別旅費	29,219		29,219	26,052		26,052	20,041		20,041
10	交際費									
11	需用費	206,210		206,210	195,066		195,066	49,254		49,254
12	役務費	92,977		92,977	84,582		84,582	22,920		22,920
13	委託料	2,582,271	2,528	2,584,799	2,524,318	2,528	2,526,846	571,429	2,528	573,957
14	使用料及び賃借料	96,001		96,001	91,216		91,216	48,301		48,301
15	工事請負費	59,587		59,587	59,587		59,587	55,840		55,840
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	11,329		11,329	10,766		10,766	7,072		7,072
19	負担金、補助及び交付金	33,183,567	234,134	33,417,701	32,823,515	234,134	33,057,649	28,012,076	600	28,012,676
20	扶助費	4,832,942		4,832,942	4,832,942		4,832,942	2,381,096		2,381,096
21	貸付金	68,476		68,476	68,276		68,276	68,276		68,276
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	250,716		250,716	250,496		250,496	246,337		246,337
26	寄附金	1,250		1,250	1,250		1,250	50		50
27	公課費	90		90	90		90			
28	繰出金	2,512		2,512	2,512		2,512			
	予備費									
	計	45,146,803	236,662	45,383,465	44,520,304	236,662	44,756,966	32,410,293	3,128	32,413,421
財源内訳	国庫支出金	4,424,631	2,767	4,427,398	4,196,363	2,767	4,199,130	1,571,008	2,767	1,573,775
	地方債									
	その他	7,088,044	233,834	7,321,878	7,027,952	233,834	7,261,786	5,227,369	300	5,227,669
	一般財源	33,634,128	61	33,634,189	33,295,989	61	33,296,050	25,611,916	64	25,611,977

平成23年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		1項 社会福祉費			2項 児童福祉費					
		12目 障がい者自立支援事業費						1目 児童福祉総務費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	15,501		15,501	184,069		184,069	80,915		80,915
2	給料				1,093,351		1,093,351	1,093,351		1,093,351
3	職員手当等				636,506		636,506	636,506		636,506
4	共済費	2,148		2,148	429,957		429,957	418,269		418,269
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金				484		484	54		54
8	報償費	10,279		10,279	44,462		44,462	14,328		14,328
9	旅費	13,739		13,739	25,937		25,937	15,411		15,411
	費用弁償	338		338	4,196		4,196	2,309		2,309
	普通旅費	4,413		4,413	15,838		15,838	7,821		7,821
	特別旅費	8,988		8,988	5,903		5,903	5,281		5,281
10	交際費									
11	需用費	14,009		14,009	138,855		138,855	29,813		29,813
12	役務費	5,730		5,730	58,531		58,531	14,310		14,310
13	委託料	256,385	2,528	258,913	1,938,154		1,938,154	228,480		228,480
14	使用料及び賃借料	8,701		8,701	41,741		41,741	10,634		10,634
15	工事請負費				3,747		3,747	3,747		3,747
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	6,782		6,782	3,694		3,694	1,965		1,965
19	負担金、補助及び交付金	5,338,413	600	5,339,013	4,569,340	87,500	4,656,840	2,129,885	87,500	2,217,385
20	扶助費	1,331,104		1,331,104	1,385,921		1,385,921	1,212		1,212
21	貸付金									
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	4,699		4,699	2,621		2,621	2,621		2,621
26	寄附金									
27	公課費				90		90			
28	繰出金				2,512		2,512			
	予備費									
	計	7,007,490	3,128	7,010,618	10,559,972	87,500	10,647,472	4,681,501	87,500	4,769,001
財源内訳	国庫支出金	1,286,401	2,767	1,289,168	1,835,378		1,835,378	417,915		417,915
	地方債									
	その他	1,728,926	300	1,729,226	1,723,371	87,500	1,810,871	1,125,722	87,500	1,213,222
	一般財源	3,992,163	61	3,992,224	7,001,223		7,001,223	3,137,864		3,137,864

平成23年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位: 千円)

節	款項目	3款 民生費					4款 衛生費			
		うち福祉保健部					補正前	補正額	補正後	
		4項 災害救助費								
		補正前	補正額	補正後	1目 救助費					
補正前	補正額				補正後					
1	報酬						122,631		122,631	
2	給料						1,407,754		1,407,754	
3	職員手当等						768,136		768,136	
4	共済費						547,964		547,964	
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金						2,230		2,230	
8	報償費						65,652		65,652	
9	旅費	20		20	20		75,442		77,397	
	費用弁償						3,447		3,447	
	普通旅費	20		20	20		45,148		45,148	
	特別旅費						28,802		28,802	
10	交際費									
11	需用費	202		202	202		210,512		210,512	
12	役務費	88		88	88		78,385		78,385	
13	委託料	1,773		1,773			729,127	17,062	746,189	
14	使用料及び賃借料	59		59	59		78,254		78,254	
15	工事請負費						9,017		9,017	
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費						144,755	3,000	147,755	
19	負担金、補助及び交付金		146,034	146,034		146,034	5,574,820	461,902	6,036,722	
20	扶助費	20,000		20,000	20,000		1,377,211		1,377,211	
21	貸付金						959,178		959,178	
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	1,538		1,538			23,287	3,163,610	3,186,897	
26	寄附金	1,200		1,200	1,200		30,500		30,500	
27	公課費						60		60	
28	繰出金									
	予備費									
	計	24,880	146,034	170,914	21,569	146,034	167,603	12,206,870	3,645,574	15,852,444
財源内訳	国庫支出金	127		127	127		127	1,409,373	3,171,485	4,580,858
	地方債							12,000		12,000
	その他	11,538	146,034	157,572	10,000	146,034	156,034	2,754,658	464,902	3,219,560
	一般財源	13,215		13,215	11,442		11,442	8,030,839	9,187	8,040,026

平成23年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款項目 節		4款 衛生費								
		うち福祉保健部								
		1項 公衆衛生費						3目 予防費		
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報 酬	60,512		60,512	35,902		35,902	6,943		6,943
2	給 料	698,244		698,244	135,144		135,144			
3	職 員 手 当 等	400,043		400,043	79,201		79,201			
4	共 済 費	269,622		269,622	55,600		55,600	970		970
5	災 害 補 償 費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃 金	2,230		2,230	2,195		2,195			
8	報 償 費	54,901		54,901	35,421		35,421	6,254		6,254
9	旅 費	52,668		52,668	26,281		26,281	6,073		6,073
	費用弁償	2,393		2,393	1,302		1,302	126		126
	普通旅費	27,550		27,550	9,686		9,686	2,543		2,543
	特別旅費	22,725		22,725	15,293		15,293	3,404		3,404
10	交 際 費									
11	需 用 費	94,010		94,010	51,491		51,491	15,158		15,158
12	役 務 費	47,977		47,977	30,641		30,641	7,811		7,811
13	委 託 料	331,135	1,638	332,773	219,925		219,925	6,363		6,363
14	使用料及び賃借料	37,633		37,633	13,638		13,638	2,124		2,124
15	工 事 請 負 費									
16	原 材 料 費									
17	公 有 財 産 購 入 費									
18	備 品 購 入 費	9,222	3,000	12,222	1,119		1,119	989		989
19	負担金、補助及び交付金	4,998,591	446,902	5,445,493	1,073,627	49,029	1,122,656	646,973	49,029	696,002
20	扶 助 費	1,377,211		1,377,211	1,377,021		1,377,021	900		900
21	貸 付 金	646,812		646,812						
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積 立 金	13,866	3,163,610	3,177,476	1,196		1,196	539		539
26	寄 附 金	30,500		30,500						
27	公 課 費	60		60						
28	繰 出 金									
	予 備 費									
	計	9,125,237	3,615,150	12,740,387	3,138,402	49,029	3,187,431	701,097	49,029	750,126
財 源 内 訳	国庫支出金	1,162,363	3,163,610	4,325,973	985,762		985,762	33,953		33,953
	地方債	12,000		12,000	12,000		12,000			
	その他	2,060,639	449,902	2,510,541	750,669	49,029	799,698	514,024	49,029	563,053
	一般財源	5,890,235	1,638	5,891,873	1,389,971		1,389,971	153,120		153,120

平成23年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費						福祉保健部 合計		
		うち福祉保健部								
		4項 医薬費						補正前	補正額	補正後
		補正前	補正額	補正後	2目 医務費					
補正前	補正額				補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報酬	18,667		18,667	2,312		2,312	422,995		422,995
2	給料	232,748		232,748				2,261,784		2,261,784
3	職員手当等	143,063		143,063				1,274,546		1,274,546
4	共済費	89,046		89,046	171		171	887,173		887,173
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	35		35	35		35	2,714		2,714
8	報償費	19,142		19,142	4,587		4,587	126,866		126,866
9	旅費	23,155		23,155	9,585		9,585	139,468		139,468
	費用弁償	983		983	306		306	10,466		10,466
	普通旅費	14,794		14,794	5,222		5,222	80,078		80,078
	特別旅費	7,378		7,378	4,057		4,057	48,924		48,924
10	交際費									
11	需用費	30,215		30,215	12,244		12,244	289,846		289,846
12	役務費	10,457		10,457	4,551		4,551	133,118		133,118
13	委託料	99,180	1,638	100,818	75,496	1,638	77,134	2,855,453	4,166	2,859,619
14	使用料及び賃借料	11,167		11,167	7,407		7,407	129,143		129,143
15	工事請負費							59,587		59,587
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	7,843	3,000	10,843	5,000	3,000	8,000	19,988	3,000	22,988
19	負担金、補助及び交付金	3,924,880	397,873	4,322,753	1,490,075	397,873	1,887,948	38,769,510	681,036	39,450,546
20	扶助費	190		190				6,210,153		6,210,153
21	貸付金	646,812		646,812	173,400		173,400	715,088		715,088
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料							148,000		148,000
24	投資及び出資金									
25	積立金	12,670	3,163,610	3,176,280	12,670	3,163,610	3,176,280	264,362	3,163,610	3,427,972
26	寄附金	30,500		30,500	30,500		30,500	31,750		31,750
27	公課費							150		150
28	繰出金							2,512		2,512
	予備費									
	計	5,299,770	3,566,121	8,865,891	1,828,033	3,566,121	5,394,154	54,744,206	3,851,812	58,596,018
財源内訳	国庫支出金	176,601	3,163,610	3,340,211	153,055	3,163,610	3,316,665	5,509,809	3,166,377	8,676,186
	地方債							12,000		12,000
	その他	1,309,940	400,873	1,710,813	1,262,519	400,873	1,663,392	9,088,591	683,736	9,772,327
	一般財源	3,813,229	1,638	3,814,867	412,459	1,638	414,097	40,133,806	1,699	40,135,505

節 の 明 細

項 目	金額 (千円) 等	
3 款 民生費		
1 項 社会福祉費		
1 2 目 障がい者自立支援事業費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県特別震災復興支援交流会補助金	600
2 項 児童福祉費		
1 目 児童福祉総務費		
負担金、補助及び交付金	保育所緊急整備事業補助金	17,000
	地域の子育てカパワーアップ事業補助金	△ 14,500
	児童手当システム改修支援事業補助金	65,000
	保育料等システム改修支援事業補助金	20,000
4 項 災害救助費		
1 目 救助費		
負担金、補助及び交付金	東日本大震災に係る市町村等の救助経費精算金	143,000
	台風 1 2 号に係る災害救助法適用に伴う負担金	3,034
4 款 衛生費		
1 項 公衆衛生費		
3 目 予防費		
負担金、補助及び交付金	高次感染症センター設備整備費補助金	49,029
4 項 医薬費		
2 目 医務費		
負担金、補助及び交付金	後方病床等の支援体制の強化事業補助金	37,352
	がんの在宅療養の充実のための支援事業補助金	1,278
	重症心身障害児施設等における支援体制の強化事業補助金	4,218
	へき地医療充実のための支援事業補助金	1,979
	東部救命救急センター強化事業補助金	6,783
	中部の救急医療体制の強化事業補助金	127,400
	救急用医療機器の整備事業補助金	63,432
	精神科救急 (認知症を含む。) の充実のための支援事業補助金	10,896
	周産期母子医療センターNICU増床等整備事業補助金	1,244
	ライフラインが寸断されるなどの災害時にも強い医療機関の整備事業補助金	29,300
	災害時の情報伝達手段の充実事業補助金	8,800
	がん検診機器等の整備事業補助金	14,074
	外来化学療法体制整備事業補助金	1,655
	在宅医療・在宅ホスピスモデル事業補助金	250
	電子カルテ整備支援事業補助金	89,212
積立金	鳥取県地域医療再生基金積立金	3,163,610

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源 千円	
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成23年度 私立学校振興資金利子 補助	4,069			平成24年度から 平成32年度まで	4,069					4,069
平成23年度 小児救急電話相談業務 委託	7,876			平成24年度から 平成25年度まで	7,876	3,938				3,938
平成23年度 看護学生等修学資金貸 付金	592,512			平成24年度から 平成28年度まで	592,512					592,512
平成23年度 病院内保育所施設整備 事業費	9,636			平成24年度	9,636				9,636	
平成23年度 看護職員継続就労調査 研究委託	17,000			平成24年度から 平成25年度まで	17,000				17,000	
平成23年度 救急医療情報システム保 守業務委託	1,472			平成24年度から 平成27年度まで	1,472					1,472
平成23年度 鳥取県地域医療再生基 金事業補助(2次計画分)	594,188			平成24年度から 平成25年度まで	594,188				594,188	
平成23年度 東部総合事務所福祉保 健局清掃業務委託	10,980			平成24年度から 平成26年度まで	10,980					10,980

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

追加

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円	左の財源内訳				
		期間	金額		特定財源				一般財源 千円
					国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成23年度 西部総合事務所福祉保健局清掃業務委託	15,795		15,795	平成24年度から平成26年度まで					15,795
平成23年度 福祉相談センター(清掃業務委託)	10,146		10,146	平成24年度から平成26年度まで					10,146
平成23年度 福祉相談センター(婦人相談所)給食業務委託	13,668		13,668	平成24年度から平成26年度まで					13,668
平成23年度 福祉相談センター(中央児童相談所)給食業務委託	16,011		16,011	平成24年度から平成26年度まで					16,011
平成23年度 喜多原学園給食業務委託	41,877		41,877	平成24年度から平成26年度まで					41,877
平成23年度 皆成学園施設管理等業務委託	17,136		17,136	平成24年度から平成26年度まで				17,136	
平成23年度 総合療育センター(清掃業務委託)	11,264		11,264	平成24年度				11,264	



債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳					
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源				一 般 財 源 千円	
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円			
平成23年度 総合療育センター整備業 務委託	19,950			平成24年度から 平成26年度まで	19,950				19,950		
平成23年度 総合療育センター設備保 守業務委託	3,969			平成24年度から 平成26年度まで	3,969				3,969		
平成23年度 鳥取療育園清掃業務委 託	5,679			平成24年度から 平成26年度まで	5,679				5,679		
平成23年度 精神保健福祉センター清 掃業務委託	6,279			平成24年度から 平成26年度まで	6,279						6,279
平成23年度 鳥取看護専門学校清掃 業務委託	1,434			平成24年度から 平成26年度まで	1,434						1,434

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(昇込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左の財源内訳 千円			
		期	間	金額	金額	特 定 財 源	地方債	その他	一般財源
補正前の額	129,600				129,600			43,200	86,400
平成23年度 臨時特例医師確保対 策奨学金	21,600				21,600			7,200	14,400
補正後の額	151,200				151,200			50,400	100,800

条 例 名 等	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について														
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由                      受益と負担の公平の確保を図るため、介護支援専門員証の再交付及び介護老人保健施設の開設の許可に係る手数料の額を引き上げる。</p> <p>2 概 要                      ○次のとおり手数料の額を引き上げる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">区分</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">単位</th> <th colspan="2" style="width: 55%;">金額</th> </tr> <tr> <th style="width: 27.5%;">現行</th> <th style="width: 27.5%;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護支援専門員証の再交付</td> <td>1件につき</td> <td style="text-align: center;">1,100円</td> <td style="text-align: center;">1,200円</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設の開設の許可</td> <td>1件につき</td> <td style="text-align: center;">63,000円</td> <td style="text-align: center;">64,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日                      平成24年4月1日</p>	区分	単位	金額		現行	改正後	介護支援専門員証の再交付	1件につき	1,100円	1,200円	介護老人保健施設の開設の許可	1件につき	63,000円	64,000円
区分	単位			金額											
		現行	改正後												
介護支援専門員証の再交付	1件につき	1,100円	1,200円												
介護老人保健施設の開設の許可	1件につき	63,000円	64,000円												

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には、当該移動号等（以下「削除号等」という。）を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には、当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに削除号等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(11の4) 略</p> <p>(12) 介護保険法第69条の7第1項若しくは第5項又は第69条の8第1項の規定に基づく介護支援専門員証の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 介護支援専門員証の再交付 1件につき <u>1,200円</u></p> <p>エ及びオ 略</p> <p>(12の2)及び(12の3) 略</p> <p>(13) 介護保険法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可 1件につき<u>64,000円</u></p> <p>(13の2)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(11の4) 略</p> <p>(12) 介護保険法第69条の7第1項若しくは第5項又は第69条の8第1項の規定に基づく介護支援専門員証の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 介護支援専門員証の再交付 1件につき <u>1,100円</u></p> <p>エ及びオ 略</p> <p>(12の2)及び(12の3) 略</p> <p>(13) 介護保険法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可 1件につき<u>63,000円</u></p> <p>(13の2)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第123号及び第125号の改正規定は、公布の日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県手数料徴収条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由          受益と負担の公平の確保を図るため、鳥取県立保育専門学院に在学する者以外の者に対する履修状況等の事実を証する書類の交付事務について新たに手数料を徴収する。</p> <p>2 概 要          ○次のとおり新たに手数料を徴収する。</p> <p>鳥取県立保育専門学院に在学する者以外の者に対する履修状況等の事実を証する書類の交付 1件につき420円</p> <p>3 施行期日          平成24年4月1日</p>

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には、当該移動号等（以下「削除号等」という。）を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には、当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに削除号等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（15の4） 略</p> <p>（15の5） 鳥取県立保育専門学院における成績証明書、<u>指定保育士養成施設卒業証明書その他の事実を証する書類</u>の交付であって、現に同学院に在学する者に対するもの以外のもの 1件につき420円</p> <p>（16）～（328） 略</p> <p>2 略</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（15の4） 略</p> <p>（15の5） 鳥取県立保育専門学院における成績証明書又は<u>指定保育士養成施設卒業証明書</u>の交付であって、現に同学院に在学する者に対するもの以外のもの 1件につき420円</p> <p>（16）～（328） 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第123号及び第125号の改正規定は、公布の日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県手数料徴収条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由          受益と負担の公平の確保を図るため、鳥取県立看護師等養成施設に在学する者以外の者に対する履修状況等の事実を証する書類の交付事務について新たに手数料を徴収する。</p> <p>2 概 要          ○次のとおり新たに手数料を徴収する。          鳥取県立看護師等養成施設に在学する者以外の者に対する履修状況等の事実を証する書類の交付 1件につき420円</p> <p>3 施行期日          平成24年4月1日</p>

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には、当該移動号等（以下「削除号等」という。）を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には、当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに削除号等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(24) 略</p> <p>(24の2) 鳥取県立看護師等養成施設における成績証明書、卒業証明書その他の事実を証する書類の交付であって、現に同施設に在学する者に対するもの以外のもの 1件につき420円</p> <p>(25)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(24) 略</p> <p>(24の2) 鳥取県立看護師等養成施設における成績証明書又は卒業証明書の交付であって、現に同施設に在学する者に対するもの以外のもの 1件につき420円</p> <p>(25)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第123号及び第125号の改正規定は、公布の日から施行する。



<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について                  (平成23年11月4日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由                  法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成23年11月4日専決処分したので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要                  (1) 和解の相手方                  鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨                  県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金108,706円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要                  ア 事故の発生年月日                  平成23年9月21日</p> <p>イ 事故発生場所                  鳥取市幸町地内</p> <p>ウ 事故の状況                  鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、駐車していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。</p>

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (6) 鳥取県児童福祉法第62条の3の規定による過料に関する条例の一部改正                  について                  (平成23年11月9日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由                  児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要                  児童福祉法第62条の3の規定により過料に処する者を定めた規定及び題名                  中、引用する児童福祉法の条項を改める。</p> <p>3 施行期日                  (1) 施行期日は、平成24年4月1日とする。                  (2) 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県児童福祉法第62条の3の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県児童福祉法第62条の3の規定による過料に関する条例（平成18年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>鳥取県児童福祉法第62条の6の規定による過料に関する条例</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の4第2項の規定による入所受給者証の返還を求められてこれに応じない者</p> <p>(2) 正当の理由がないのに、児童福祉法第57条の3第2項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>	<p>鳥取県児童福祉法第62条の3の規定による過料に関する条例</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の4第2項の規定による施設受給者証の返還を求められてこれに応じない者</p> <p>(2) 正当の理由がないのに、児童福祉法第57条の3第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前の行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。